**慶弔見舞金規程**

**第1章　総則**

**（目 的）**

1. この規程は、就業規則第○○条の定めるところにより、従業員の慶弔禍福に際し、支給する慶弔見舞金について定める。

**（慶弔見舞金の種類）**

第2条　慶弔金及び見舞金の支給対象となる事由は、次の各号のとおりとする。

（１）結婚祝金

（２）出産祝金

（３）傷病見舞金

（４）災害見舞金

（５）死亡弔慰金

**（適用範囲）**

第3条　この規定は、全従業員について適用する。

**（勤続年数の計算）**

第4条　この規定による勤続年数の計算は、採用の日から支給事由発生の日までとする。

２　前項の計算において、1年未満の端数は切り捨てるものとする。

**（届出）**

第5条　従業員がこの規程により慶弔見舞金を受けようとする場合には、所定の様式によって、会社に届け出なければならない。

２　従業員は、前項の届け出に際し、事実を確認できる書類を添付しなければならない。ただし、会社が認めた場合には、添付する書類の全部又は一部を省略することができるものとする。

**第2章　結婚祝金**

**（結婚祝金）**

第6条　従業員が結婚した場合には、次の勤続年数の区分に応じて、結婚祝金を支給する。

|  |  |
| --- | --- |
| **勤続3年未満の者** | 10,000円 |
| **勤続3年以上5年未満の者** | 20,000円 |
| **勤続5年以上の者** | 30,000円 |

２　前条の結婚が再婚の場合であり、既に会社から支給を受けたことがある場合は、祝金を半額とする。

３　結婚の当事者双方が従業員の場合でも、祝金は各々に支給する。

**第3章　出産祝金**

**（出産祝金）**

第7条　従業員または従業員の配偶者が出産した場合は、１産児につき30,000円を支給する。

**（死産の場合）**

第8条　死産の場合は、見舞金として前条の半額を支給する。

２　前項の見舞金を支給した場合は、第14条の弔慰金は支給しない。

**第4章　傷病見舞金**

**（業務上の場合）**

第9条　従業員が、業務上の負傷により、療養のため7日以上勤務不能により休養する場合は、金30,000円の見舞金を支給する。

２　会社が必要と認めた場合は、前項の金額は増額することがある。

**（私傷病の場合）**

第10条　勤続3年以上の従業員が、私傷病により、療養のため30日以上勤務不能により欠勤する場合は、金10,000円の見舞金を支給する。

２　会社が必要と認めた場合は、前項の金額は増額することがある。

**第5章　災害見舞金**

**（災害見舞金）**

第11条　勤続1年以上の従業員が、天災その他災害により、住居に損害を被ったときは、次の区分により見舞金を支給する。

1. **扶養家族のある世帯主の場合**

|  |  |
| --- | --- |
| **全焼、全壊、流出のとき** | 50,000円 |
| **半焼、半壊、一部流出のとき** | 30,000円 |

1. **扶養家族のない世帯主及び非世帯主の場合**

|  |  |
| --- | --- |
| **全焼、全壊、流出のとき** | 30,000円 |
| **半焼、半壊、一部流出のとき** | 20,000円 |

**(受給順位)**

第12条　前条の場合、有資格者が2名以上ある場合は、世帯主または年長者に対して支給する。

**第6章　死亡弔慰金**

**（本人の場合の弔慰金）**

第13条　従業員が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金を香典として支給する。

1. 業務上の死亡　100,000円
2. 業務外の死亡　 50,000円

２　葬儀に際して支給する花輪もしくは生花一対については、死亡原因、本人の会社への貢献度を考慮して、会社が協議して支給の有無及び内容を決定する。

３　特に功労のあった従業員に対しては、第1号各号の弔慰金を増額することがある。

４　第1項の弔慰金を受け取る遺族は、労働基準法施行規則第42条から第45条の順位に基づく上位の1人とする。

**（家族の場合の弔慰金）**

第14条　従業員の配偶者、子、父母が死亡した場合は、次の区分で弔慰金を香典として支給する。

1. 配偶者　 50,000円
2. 子または父母　 30,000円
3. 義父母（同居の場合）　10,000円
4. 祖父母（同居の場合）　10,000円

２　会社が必要と認めた場合は、葬儀に際して花輪もしくは生花一対を供することがある。

３　支給を受ける従業員が2名以上ある場合は、喪主または年長者に対して、まとめて支給する。

**第7章　雑則**

**（各種社会保険との関係）**

第15条　この規定に定める慶弔見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険による給付に関わらず、支給する。

**（付則）**

第16条　この規定は、令和00年0月0日から実施する

**（規程の改廃）**

第17条　この規程は、関係諸法規の改定、会社状況及び業績等の変化により、必要がある場合には、従業員の代表と協議の上、改正又は廃止することがある。\_